

提出書類確認シート

分類	対象者	チェック	提出書類
(1) 共通	全員必須	☐	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金 認定申請書兼支給申請書(別記様式第1号) ※必要事項がすべて記入されていることをご確認ください。
(2) 高校生等の在留資格・国籍の有無等の確認書類等	県内校に在学の方		
	日本国籍の方	☐	高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知 ご提出が難しい場合は不要ですが、審査に時間を要します ※ア高等学校等就学支援金、イ高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)を含みます。
	外国籍の方	☐	以下のいずれか1つ ①高等学校等就学支援金等(※)の支給決定通知 ※ア高等学校等就学支援金、イ高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等・新修学支援)、ウ高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)を含みます。 ②住民票の写し ※国籍・在留資格・在留期間等が記載、市町村が発行した原本。コピー不可 ③特別永住者証明書の写し(コピー) ④在留カードの写し(コピー)
	家族滞在の方のうち 日本国の小、中学校を卒業した方 日本で就労と永住の意思がある方	☐	日本国の小学校及び中学校の卒業証書のコピー又は卒業証明書
	県外校に在学の方		
	全員必須	☐	口座振込依頼書(別記様式第4号)と通帳のコピー ※学校が代理受領する場合を除く。
	外国籍の方	☐	以下のいずれか1つ ①住民票の写し ※国籍・在留資格・在留期間等が記載、市町村が発行した原本。コピー不可 ②特別永住者証明書の写し(コピー) ③在留カードの写し(コピー)
	家族滞在の方のうち 日本国の小、中学校を卒業した方 日本で就労と永住の意思がある方	☐	日本国の小学校及び中学校の卒業証書のコピー又は卒業証明書
(3) 所得に関する書類	全員必須		
	家計急変前の所得に関する書類 (※保護者等全員分)	☐	市町村民税・県民税 課税証明書または非課税証明書(令和8年度(令和7年分)) ※「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」または「市町村民税・県民税 税額決定(納税)通知書」は使用できません。
	家計急変の発生事由を証明する書類	☐	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始通知書、廃業等届出など
		☐	家計急変理由書
	家計急変後の所得に関する書類 (※保護者等全員分)	☐	(給与収入の場合): 会社作成の給与見込、給与支払日が令和8年1月～直近までの給与明細(賞与含む)等 (事業収入の場合): 税理士または公認会計士の作成した証明書類等および年間収支見込計算書 ※所得確認書類等は個別事情により異なります。 ※審査の都合により、他の書類の提出を求める場合や確認のお問い合わせをする場合があります。
	課税証明書の発行者が県外の方	☐	住民票の写し ※市町村が発行した原本。コピー不可 ※対象となる生徒および保護者等を含む全員が記載されたもの ※7月1日以降に発行されたもの
扶養誓約書 (別記様式第3号)	☐	申請者である保護者等が扶養する生徒本人を含む世帯全員に係る扶養誓約書の添付が必要です。	
(4) 本給付金対象者のうち 災害等により喪失・毀損した制服の 再購入加算を希望する方	☐	災害等により被災したことが分かる公的書類(罹災証明書等)	
	☐	制服の再購入に係る誓約書・証明書(別記様式第5号) ※学校による証明欄は、申請者ご自身で在学する学校へ依頼ください。	
(5) 専攻科の生徒の方	☐	個人対象要件証明書(別記様式第6号)	
	☐	扶養親族申告書(別記様式第7号)	